

令和4年度第1回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等整備部会

- 日 時 令和4年7月4日（月）18：30～19：30
- 場 所 旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室3
- 出席委員 片桐委員，佐藤委員，佐々木委員，渡辺委員
- 事務局 子育て支援部こども育成課 坂本課長，斉藤係長，猪川，西山
保育給付係 北條主査，中見主査

○ 傍聴者 0名

○ 議事概要

1 開会

2 協議事項

(1) 令和5年度保育所等施設整備事業者の募集について

事務局より，募集要項及び審査基準等について，項目毎に説明を行った。

その後，次のとおり質疑応答があった。

（委員B） 秋田では保育所の廃止が進んでおり，それに伴う法人の売買も行われている。急速に進行する少子化の傾向から旭川市も例外ではないと思われるが，いつまでこの事業を続けるのか。

（事務局） 令和4年度募集から定員増を伴う増築及び増改築の募集は停止し，定員増を伴わない改築のみとしており，市の現状を踏まえた事業計画を行っている。また，現在も老朽化が著しい施設は残っているため，当面は事業を続ける予定である。

（委員B） 秋田では保育所の廃止によって，各地に整備された園舎だけが取り残されていることが問題となっており，旭川市でも同じような状況にならないか危惧している。それでもなお施設整備に多額の税金を投入し続けなければならないのか。

（事務局） 老朽化の進んだ施設が現存する限りは，保育環境改善のための整備は必要であり，状況を見極めながら対応していきたい。

（委員B） 施設整備後に法人の売買が行われることに問題はないか。

（事務局） 補助金適化法に基づき10年間は財産処分が制限されている。制限期間内に処分を行った場合は補助金返還の対象となる。

（委員C） 旭川市における少子化の要因は自然減のみか。旭川周辺の市町村では子育てに力を入れているところもあるが，そちらへの流出はないのか。

（事務局） 主な要因は出生率の低下による自然減である。子育て世帯の親が周辺市町村を比較していることは否めないが，そこへの流出はほぼないと考えている。

（委員B） 鷹栖町の園は増えていない。コロナの影響かはわからないが，我々の想定以上に子どもが生まれていない。旭川市も急激に減っている。

（事務局） 市の統計によれば，直近の年間出生数は2，000人を切っている。

（委員B） 30万人どころか20万人を切るのも時間の問題である。

（委員A） 幼稚園の定員割れも著しい。また，小学校をみてもクラス数が減少しており，確実に子どもの数が減っていることがわかる。

（委員B） 分母は減っているが，相対的な数は増えている。

（委員A） 特別支援のニーズがすごく増えている。

- (委員 C) 改築の要因は老朽化以外にあるのか。整備の要件は何か。
- (事務局) 改築の要因は老朽化のみである。また、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」という厚労省通知に基づき、調査をして老朽化の基準に該当したものであることが整備の要件となっている。
- (委員 C) 他の要件で受けられる補助金制度はあるか。
- (事務局) 大規模修繕、ICT化などを対象とする補助金はあるが、旭川市では活用していない。
- (委員 C) ICT化とは何か。
- (事務局) 登園・退園等の管理システムの導入などである。
- (委員 C) 障がい児を受け入れ易くするための補助金にはこういったものがあるか。
- (事務局) 施設整備の補助金と組み合わせて活用できるものはあるが、単独で活用できるメニューはない。
- (委員 C) 国の補助金のメニュー自体にないのか。
- (事務局) おそらくない。そのため、老朽化整備に併せて、受け入れのためのハード面の整備を行うことが基本となるかと思われるが、確認が必要である。
- (委員 B) バリアフリーの関係でメニューがあったはずである。

以上、(1)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

(2) 特別支援保育事業実施施設選定に係る審査基準について

事務局より、審査基準の変更点等について、項目毎に説明を行った。

その後、次のとおり質疑応答があった。

- (委員 B) 今回の変更は審査を厳格化するものであることから、既存の施設への周知を行わなければ、全体の底上げは図れない。改めて審査を行うわけではないが、現状求めているものを既存の施設にも知っておいてもらう必要がある。
- (事務局) 今まで特別支援保育の補助金に関しては基本的に実績報告しか求めず、支援の中身を確認できる書類の提出は求めてこなかったが、今年から試験的にではあるが、特別支援に係る個別支援計画の提出を求めることを考えている。
- (委員 A) 個別支援計画を作成していない施設はあるのか。
- (事務局) ないと思う。なお、採点に関して、今までは事務局だけで行ってきたところであるが、委員の意見も反映できるように加点項目として設定し、提出資料もこれまでより多くして加点の基準とした。
- (委員 A) 今回から研修受講状況の詳細を確認できるように変更をおこなったところであるが、ここでいう研修とはこういったものを対象としているか。
- (事務局) 逆に特別支援保育を行うにあたり受講すべき研修はどのようなものか伺いたい。
- (委員 B) 単発的な研修であれば結構ある。しかし、本来は初任・中堅など保育の段階・レベルに応じた継続的な研修を受講する必要があるが、旭川ではそれが難しい。
- (委員 A) 少し対象を広げれば、臨床発達心理士や特別支援教育士の講習の中に特別支援保育に関するものはある。
- (委員 B) オンラインであれば、受けられるものは結構ある。
- (委員 A) 園内研修についてはわからない。内容を確認できないものについては避けたほ

うがいい。

上川研修センターで実施している幼保小連携の研修もいい。内容として特別支援を扱うことが多い。

あとは、審査項目として研修受講を一方的に求めるだけでなく、研修に関する情報を市が発信していくこと必要である。

以上、(2)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

(3) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

事務局より、2施設の利用定員変更について、説明を行った。

その後、次のとおり質疑応答があった。

(委員 C) 旭川市の就学前児童の人口はどのような状況か。

(事務局) 令和3年度(4月1日時点)が、0歳児1,800人、1,2歳児4,007人、3～5歳児6,605人で合計が12,412人。令和4年度(4月1日時点)が、0歳児1,713人、1,2歳児3,735人、3～5歳児6,369人で合計が11,817人で、前年から約600人減となっている。

(委員 C) 就学前1～2年前から集団生活を行うことが望ましいとされる中、対象となる市内の4,5歳児がもれなく集団生活に入れる体制となっているか。

(事務局) 市内の保育所(2,3号)の利用定員が約6,000人、これに1号枠と幼稚園等が加わるため、えり好みをしなければ、数字上全員を受け入れるキャパシティは確保されている。もちろん、園によっては収容率が120%のところもあれば、60～80%のところもあるが。

(委員 C) 本来保育が必要にもかかわらず保育所等に通えていない児童について、虐待ケースなど母子保健経由で発見されることが多い。こども育成課としてはこういった保育ニーズの掘り起こしについてどのような体制をとっているか。

(事務局) 3歳半健診がある。子ども総合相談センターからおやこ応援課へ母子保健の機能を移して支援していく体制とした。おやこ応援課で健診等を通じて対象となる児童を発見し、保育所等の利用が必要となれば同じ部内でこども育成課が連携し、対応を協議する。

(委員 C) 親が自分で保育所利用等をうまく活用できず、子育てに行き詰まり、たまったフラストレーションの矛先が子どもに向いてしまうのが虐待の構図の一つとなっている。早期発見により必要な支援に繋げていくことが重要である。

定員の変更において、単に表面上の数字にとらわれるのではなく、そうした隠れたニーズの掘り起こしにも力を入れて欲しい。

(委員 A) 保護者の疾患や知的障害などの問題は義務教育の段階で発見されることが本当に多い。しかし、本来は保育の段階で発見されるのが望ましい。

(委員 C) 子どもの基礎は就学前に出来てしまう。親がどのような状況であっても、行政をはじめ、地域で支えていくことが重要である。

以上、(3)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

3 その他

本部会の今後の開催について、次のとおり実施することを確認した。

- ・ 12月上旬から中旬頃：令和5年度施設整備における審査

4 閉会